

原議保存期間 10年  
(平成29年12月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第93号  
平成19年12月26日  
警察庁交通局交通規制課長

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成19年法律第50号。以下「改正法」という。)は、本年5月18日に公布され、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成19年政令258号)により、平成20年1月1日から施行されることとなった。

また、同法の施行に伴い、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第259号。以下「改正政令」という。)が同時に施行されることとなった。

今回の改正の概要及びこれに伴う交通警察の対応上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達において「法」とは改正法による改正後の「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)を、「政令」とは、改正政令による改正後の「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」(平成4年政令第365号)をそれぞれいうものとする。

## 記

### 1 改正の趣旨

窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における二酸化窒素及び粒子状物質に係る大気環境は改善傾向が見られるものの、自動車交通量の多い一部の交差点等の局地的な汚染が継続していることにかんがみ、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることにより、大気汚染対策の強化を図ろうとするもの。(別添1～4参照)

### 2 改正の概要

#### (1) 局地汚染対策

##### ア 窒素酸化物重点対策地区及び粒子状物質重点対策地区の新設

都道府県知事は、対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質(以下「自動車排出窒素酸化物等」という。)の総量の削減に資するため、

自動車排出窒素酸化物等による大気汚染が対策地域内の他の地区に比較して特に著しい地区であって、当該地区の実情に応じた自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止を図るための対策（以下「重点対策」という。）を計画的に実施することが特に必要であると認める地区を、窒素酸化物重点対策地区及び粒子状物質重点対策地区（以下「重点対策地区」という。）として指定することができることとされた。（法第15条及び第17条関係）

イ 窒素酸化物重点対策計画及び粒子状物質重点対策計画の策定

都道府県知事は、重点対策地区を指定したときは、窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）において、当該重点対策地区に関する重点対策を実施するための計画（以下「重点対策計画」という。）を定めなければならないこととされた。（法第16条及び第18条関係）

ウ 重点対策地区における建物の新設に係る届出等

重点対策地区内において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建物で、特定用途に供する部分の延べ面積が一定規模以上のもの（以下「特定建物」という。）の新設をする者は、都道府県知事に届け出なければならないこととされた。（法第20条及び政令第6条関係）

また、都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勘案して自動車排出窒素酸化物等の排出抑制の見地から意見を述べるものとし、届出をした者において、当該意見を適正に反映しない場合には、勧告及び公表することができることとされた。（法第24条及び第25条関係）

(2) 流入車対策

ア 周辺地域内事業者に対する措置

対策地域の周辺地域内に使用の本拠の位置を有する特定の自動車（以下「周辺地域内自動車」という。）を一定台数以上特定の地区において運行する事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための措置であって、周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を提出しなければならないこととされるとともに、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための措置の実施に関し、都道府県知事に報告しなければならないこととされた。（法第36条、第37条及び政令第9条関係）

また、都道府県知事は、周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出抑制を図るために必要と認めるときは、上記の計画を作成すべき事業者に対し必要な指導及び助言をすることができ、排出抑制の措置の実施が著しく不十分であると認めるときは勧告及び公表することができることとされた。（法第38条及び第39条関係）

イ 事業者の努力義務等

事業者は、周辺地域内自動車を対策地域内において運行する場合にあっては、

車種規制基準適合車を使用するように努めなければならないものとされ、また、対策地域内において貨物自動車運送事業者等に周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせる事業者（荷主）は、その運送に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされた。（法第40条関係）

また、都道府県知事は、事業者に対して上記の特定自動車の台数及び業務の状況を報告させ、事業者の事務所等に立入検査させることができることとされた。（法第41条及び政令第10条関係）

### 3 交通警察における対応

#### (1) 重点対策地区の新設

法第15条第2項及び第17条第2項において、都道府県知事が重点対策地区を指定しようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に協議することとされたところ、協議に際しては、当該地区における土地の利用状況、交通の状況等を勘案し、指定しようとする地区及びその範囲について交通管理上必要な意見を述べること。

#### (2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は総量削減計画を策定し、変更するときは、法第10条に規定する協議会の意見を聴くこととされているところであるが、今般、法第7条第6項及び第9条第3項において重点対策計画を策定し、変更する場合についても、これを準用することとされた。

よって、重点対策計画に関しても、交通管理上必要な意見を述べるとともに、公安委員会以外の施策であっても、交通管理上有効と認められるものについては、その推進について積極的に働き掛けること。

#### (3) 重点対策地区における建物の新設に係る届出等

ア 法第24条第2項において、都道府県知事は、重点対策地区内において特定建物を新設する者からの届出に対して、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制の見地から書面による意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ公安委員会に協議することとされた。

特定建物を新設する者の届出事項には、自動車の駐車のための施設の配置に関する事項等が含まれており、協議に際しては、施設の配置に関する事項等について交通管理上必要な意見を述べること。

イ 法第25条第3項において、都道府県知事は、特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に関し、必要な措置を執るべき旨の勧告をしようとするときは、公安委員会に協議することとされたところ、協議に際しては、交通管理上必要な意見を述べること。

また、環境省から都道府県に対する通達により、都道府県知事が法第24条第4項による届出又は通知を受領した際は、速やかに公安委員会に通知することと

されたことから、届出又は通知の内容を確実に把握し、あらかじめ交通管理上必要な対策を検討すること。

(4) その他

各都道府県において重点対策地区の指定の動きがない場合においても、公安委員会の権限に属する事項で自動車排出質素酸化物等の削減に効果があると見込まれる施策については、従来どおり推進を図ること。

～ 別添省略